

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、ステークホルダーの期待に応えるべく、経営の透明性と効率性を追求し、適切な経営体制の維持・構築を目指し、コーポレート・ガバナンス、内部統制システム、コンプライアンスの強化を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)経営の推進に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	17,899,700	14.07
株式会社ブリヂストン	10,000,000	7.86
ジェーピー モルガン チェース バンク (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	9,233,840	7.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8,828,300	6.94
トヨタ自動車株式会社	4,774,875	3.75
三菱商事株式会社	3,890,250	3.05
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,770,600	2.96
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,187,812	2.50
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,823,276	2.21
日本生命保険相互会社	2,036,677	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金井壽宏	学者										△	
河盛裕三	他の会社の出身者											
苗村博子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金井壽宏	○	神戸大学経営学研究科教授	経営管理・組織行動・経営行動科学研究の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
河盛裕三	○	関西ペイント株式会社相談役	関西ペイント株式会社の業務執行者だったことによる企業活動に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し

			ております。
苗村博子	○	虎門中央法律事務所大阪事務所長	弁護士としての専門的な見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意的委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期および期末の決算時に意見交換するとともに必要に応じて情報・意見交換ならびに協議を行い、適切な監査を行うための連携強化に努めております。内部監査部門である監査部は、法定監査が十分にその目的を達成し得るように、基礎的前提としての内部統制を検討・評価し、改善指導を行うことで、整備・充実を努めております。また、有効な内部統制のため、定期的に監査役および会計監査人との情報・意見交換の機会を持ち連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
能勢広茂	他の会社の出身者											△		
中原全生	他の会社の出身者							△						
辰野久夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

能勢広茂	○	——	企業活動に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
中原全生	○	——	経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
辰野久夫	○	辰野・尾崎・藤井法律事務所代表パートナー	弁護士としての専門的な見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

社外役員全員を独立役員に指定し、届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成18年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、業績に連動した報酬体系に改訂しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)における取締役および監査役に対する報酬の総額は、取締役10名に対し245百万円、監査役4名に対し58百万円です。このうち社外役員(社外取締役及び社外監査役)に対する報酬の総額は、6名に対し56百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬とで構成され、固定報酬は代表取締役と取締役区分を設け、執行役員兼務の場合はその執行責任の職位ごとに報酬テーブルを設け、報酬額を決定しています。業績連動報酬は、年度の業績達成度による支給基準に配当政策や社員の処遇等を勘案して決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役には、取締役会に付議される議案について事前に詳細な情報を提供しております。また、経営戦略会議、執行役員会をはじめ各種専門委員会および重要会議体に出席し、業務執行の状況を把握できる体制となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

企業統治の体制

(1) 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、意思決定・監督機関である「取締役会」、執行サイドの意思決定機関である「経営戦略会議」、分野別の審議・協議機関である「各種専門委員会」、業務執行機関である「執行役員会」、そして取締役会及び業務執行全般への監査機能を果たす機関として「監査役会」があり、それぞれ機能を十分発揮できる体制を整えております。

取締役会は、少人数化した取締役8名(うち女性1名を含む社外取締役3名)で構成しており、経営方針・目標・戦略など重要事項に関する意思決定及び業務を監督しております。また、経営戦略会議及び各種専門委員会では、重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限移譲された案件を審議・決定しております。

当社は平成11年度に執行役員制度を導入し、経営における監督と執行の役割分担を明確にすることに努めてきました。「執行役員会」は、平成27年3月27日現在、執行役員16名(うち取締役兼務5名)で構成し、業務執行状況及び取締役会の決定事項などを報告するとともに取締役会へ意見具申することを機能としております。

当社は監査役制度を採用しており、平成27年3月27日現在、監査役会は、監査役4名で構成しております。監査役4名のうち3名を社外監査役とすることにより、経営の監査機能の強化を図っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

平成24年11月にグループとしての企業行動憲章と行動基準を新たに制定し、グループ全社・全社員が法令・定款及び企業倫理を遵守した行動をとるための基本原則を明示しました。更に、QA(品質保証)、環境・安全衛生、技術、組織人事、リスク管理、コンプライアンスの専門委員会の機能を強化充実し、グループ全社の業務のレベルアップを目指しております。また、従業員が直接通報・相談できる内部通報窓口として「ホットライン相談窓口」を設置・運営しております。なお、会社法に基づき、内部統制システムの構築に関する基本方針を取締役会で決議し、方針に基づく体制の整備を図っております。

(3) 内部監査及び監査役監査

当社における内部監査の体制は、監査部(現在7名体制)を設置し、各専門部門(法務、人事総務、財務、購買等)と連携し、各事業本部、グループ会社の業務遂行状況、コンプライアンス体制等について監査を定期的に実施するとともに、監視と業務改善の助言を行っております。なお、監査部は、金融商品取引法に基づき当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施し、監査役及び会計監査人と適時連携を取って業務を遂行しております。

監査役(4名)は取締役会をはじめとする各種専門委員会及び重要会議に出席するだけでなく、各部門・子会社も含めた当社グループ全体の業務執行の監査を行っております。監査役の内、中原全生氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、各監査役は、内部監査部門と連携をとるだけでなく、代表取締役・取締役及び会計監査人と意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率化とともに健全性と透明性を高めるためコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。現状は、意思決定・監督機関の「取締役会」、業務執行側の意思決定機関である「経営戦略会議」、分野別の審議・協議機関の「各種専門委員会」、業務執行機関の「執行役員会」、そして監査機関として「監査役会」があり、それぞれ機能を十分発揮できる体制を整えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間以上前に発送しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主総会開催の3週間以上前に発送しております。
その他	株主総会についてはビジュアル化による分かり易い説明を実施しております。また、当社ホームページには招集通知、連結及び個別注記表、決議通知、株主通信をタイムリーに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会及び個人投資家向けイベントを定期的に開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の決算発表後にアナリスト、マスコミ向けに説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、説明会資料、有価証券報告書、株主通信、株主総会招集通知・決議通知、コミュニケーションレポート、アニュアルレポート等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	機関投資家については企画本部広報企画部及び管理本部財務部、個人投資家については管理本部人事総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東洋ゴムグループ企業行動憲章」と「東洋ゴムグループ行動基準」を制定し、ステークホルダーに対する行動姿勢を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境配慮商品の充実や事業活動における環境負荷低減を図る一方、環境保護基金を通じて地域社会の環境保全を支援しております。また長期ビジョンで掲げる「CSRを一人ひとりが実践する、社会から信頼される企業」を実現するため、CSR経営の推進に取り組んでおります。具体的な取り組みについてはCSR報告書やホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各ステークホルダー向けに作成した各種報告書を含め当社に関する様々な情報をホームページに掲載するなど情報提供の充実を図り、より一層経営の透明性を高めるべく努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。直近では平成26年4月15日開催の取締役会において、組織改正（経営戦略会議の新設及び経営計画委員会の廃止）に伴う見直しの決議を行いました。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」を取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という）するための行動規範とする。
- (2)コンプライアンス体制として「コンプライアンス委員会」を設置する。取締役の中から「コンプライアンス統括」を選任し、当社グループのコンプライアンスを統括する。
- (3)コンプライアンス機能を統括する部門を設置し、各事業本部、グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス等について監査を実施するとともに、監視と業務改善の助言を行う。
- (4)「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」の徹底を図るため、コンプライアンス統括部門が中心となり、取締役、執行役員、監査役及び従業員に研修・教育を行う。
- (5)コンプライアンス体制の実効性を高めるため、直接通報・相談できる仕組みとして「ホットライン相談窓口」を設置・運営する。
- (6)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
- (7)金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営戦略会議、執行役員会、専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループの「危機管理基本要綱」に基づいて、全社の統括責任者として、取締役の中から「危機管理統括」を選任し、緊急事態への対応を行う。
- (2)個々のリスク管理については、それぞれのリスクを担当する役員又は部門の長を委員長として選任し、「QA委員会」「環境・安全衛生委員会」「技術委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「組織人事委員会」の委員会・会議体において審議し、各種のリスクに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2)業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設け、代表取締役は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を代表取締役に報告する。
- (3)経営戦略会議及び各種専門委員会では、重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループは、「東洋ゴムグループ企業行動憲章」「東洋ゴムグループ行動基準」「TOYO地球環境憲章」「TOYO製品安全憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- (2)当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- (3)当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- (4)内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を代表取締役に報告する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるようにスタッフを配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び執行役員並びに従業員は、会社に着しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、取締役、執行役員及び従業員は、監査役の要請に応じて、その職務の執行状況を報告する。
- (2)コンプライアンス統括部門は、監査役の要請に応じて監査役へリスク管理、内部監査等について報告し、その他の必要な情報を提供する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1)取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- (2)取締役、執行役員及び従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3)内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する」ことを基本方針としております。

2. 整備状況

上記の基本方針に基づき、対応マニュアル等の作成と周知、研修活動の実施、社内体制の整備等を行っております。

具体的な実施事項は、次のとおりです。

- (1)人事総務部門を対応統括部署とし、反社会的勢力から不当な要求があった場合、担当役員に報告するとともに、顧問弁護士、警察とも連携し、組織として対決する姿勢を貫くこととしております。
- (2)大阪府企業防衛連合協議会、警察庁管内特殊暴力防止対策連合会等に参加し、反社会的勢力排除に向けた活動へ積極的に参画しております。
- (3)外部専門機関、当社グループ内からの情報をデータベース化し、反社会的勢力の判明に活用しております。
- (4)反社会的勢力への対応マニュアルを作成し、社内に周知するとともに、社内研修の内容に組み込むことで、徹底を図っております。

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者（以下、買付者といいます。）としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

